

【重要な会計方針】

1. 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

2. 減価償却の会計処理方法

（１）有形固定資産

定額法を採用しております。

主な固定資産の耐用年数については、以下のとおりです。

建物	2～50年
構築物	2～29年
航空機	5年
車両運搬具	2～4年
工具器具備品	2～10年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

なお、残存価額10%まで償却を終了した資産についても減価の実態を適正に反映させるため、取得価額の5%に至るまで償却することとしております。

3. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加（減少）額を計上しております。

4. たな卸資産の評価基準及び評価方法

資産の種別に応じて、以下のとおりとしております。

貯蔵品	
航空機部品	個別法
その他	最終仕入原価法
未成受託研究支出金	個別法

5. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 国有財産の無償による貸借取引の機会費用の計算方法

当研究所では土地・工作物の内、一部を無償で使用しており、機会費用の算出にあたっては国有財産の一時使用料単価を参考にして、使用面積に応じた負担額を算出しております。

(2) 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成18年3月末利回りを参考に1.77%で計算しております。

6. リース取引の処理方法

リース料総額が50万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が50万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

8. 重要な会計方針の変更

たな卸資産に計上されている貯蔵品のうちの航空機部品、並びに未成受託研究支出金についての評価方法を、最終仕入原価法から個別法に変更しました。

この変更は、より正確な評価方法を採用することによって、より正確な資産額を計上するための変更であります。

なお、当期においては、同一のたな卸資産において価額の異なる資産が無かったことから、前年度と同一の基準を適用した場合に比べての当期財務諸表に与える影響はありません。

【重要な債務負担行為】

該当事項はありません。

【重要な後発事象】

該当事項はありません。